

放射性物質を含むごみ焼却灰の一時保管の開始について

平成24年12月20日

千葉県環境生活部資源循環推進課

電話 043-223-2634

千葉県防災危機管理部防災計画課

電話 043-223-3401

県では、松戸市、柏市、流山市、我孫子市及び印西地区環境整備事業組合（以下「4市1組合」）から緊急要望のあった、放射性物質を含むごみ焼却灰に係る一時保管場所については、6月18日に手賀沼流域下水道終末処理場に設置することを決定し、一時保管施設の建設を進めていますが、このたび、保管施設の1棟が完成しましたので12月21日（金）から一時保管を開始します。

一時保管にあたっては、放射性物質汚染対処特措法等に基づき実施するほか、24時間体制での管理を行うなど、安全確保に万全を期してまいります。

一時保管の開始により、各市の廃棄物処理が円滑に進むことが期待されます。

1 搬入開始日時・団体

12月21日（金）11時から12時の間：松戸市及び柏市

（流山市は来年1月の予定）

※ 搬入時刻については、道路事情などにより前後することがあります。

2 一時保管対象団体

一時保管対象団体は、4市1組合ですが、現在、搬入を予定している団体は、松戸市、柏市及び流山市です。

3 一時保管対象ごみ焼却灰

新たに発生し、搬入団体での保管が困難な一般廃棄物の焼却灰、焼却飛灰又は固化物であり、放射性物質濃度が1キログラム当たり8千ベクレルを超え、10万ベクレル以下のものです。なお、当面、搬入を予定している松戸市、柏市及び流山市はいずれも固化物のみです。

4 一時保管方法

耐久性・耐水性の高い容器に封入されたごみ焼却灰を、鉄骨テント倉庫内で2段積みにして保管します。

5 搬入曜日・時間

土日・祝日を除く、平日の午前9時から午後5時の間

6 搬入車両

中型（最大積載量3トン以上5トン未満）の貨物自動車
（アルミ製荷室の有蓋車）

7 搬入予定量

搬入市	1ヶ月あたり	
	搬入予定量	搬入日数（延べ台数）
柏市	約48トン	10日（20台）
松戸市	約45トン	15日（15台）
流山市	約100トン	16日（32台）

焼却施設の稼動状況等により変わることがあります。

8 搬入経路

別紙のとおり

9 安全対策

一時保管及び運搬にあたっての安全対策は、放射性物質汚染対処特措法等の関係法令や国が定めた指定廃棄物関係ガイドラインに基づき、次のとおり実施します。

(1) 一時保管の安全対策

ア 安全対策

耐久性や耐水性の高いフレキシブルコンテナに収納したうえで、鉄骨テント倉庫内に保管します。また、放射線の遮へいを目的として、周囲に囲いや土のうを設置します。

イ 空間放射線量の測定場所等

項目	測定場所、頻度等
空間放射線量の測定	<ul style="list-style-type: none"> 一時保管場所敷地境界（4地点）及び管理棟前（バックグラウンド）（1地点）で、保管開始前及び保管開始後に毎日1回測定 保管施設ごとに、施設内（1地点）及び施設周囲（4地点）で、毎日1回測定 一時保管場所周辺地域で毎週1回測定
測定の記録等	<ul style="list-style-type: none"> 測定の記録を作成し、保存
結果の公表	<ul style="list-style-type: none"> 県ホームページや掲示板により定期的に公表

ウ 管理体制

一時保管施設の管理は、一般財団法人千葉県環境財団に委託して24時間体制で実施するとともに、緊急時の連絡体制を整備します。

(2) 搬入時の安全対策

ア 各クリーンセンター出発前に搬入車両の外面の空間放射線量を測定

イ 到着時に搬入車両の空間放射線量を測定

ウ 運転手に対する安全教育（事故対応、運搬基準等）の実施

エ 事故時のバックアップ体制及び緊急連絡体制の確保

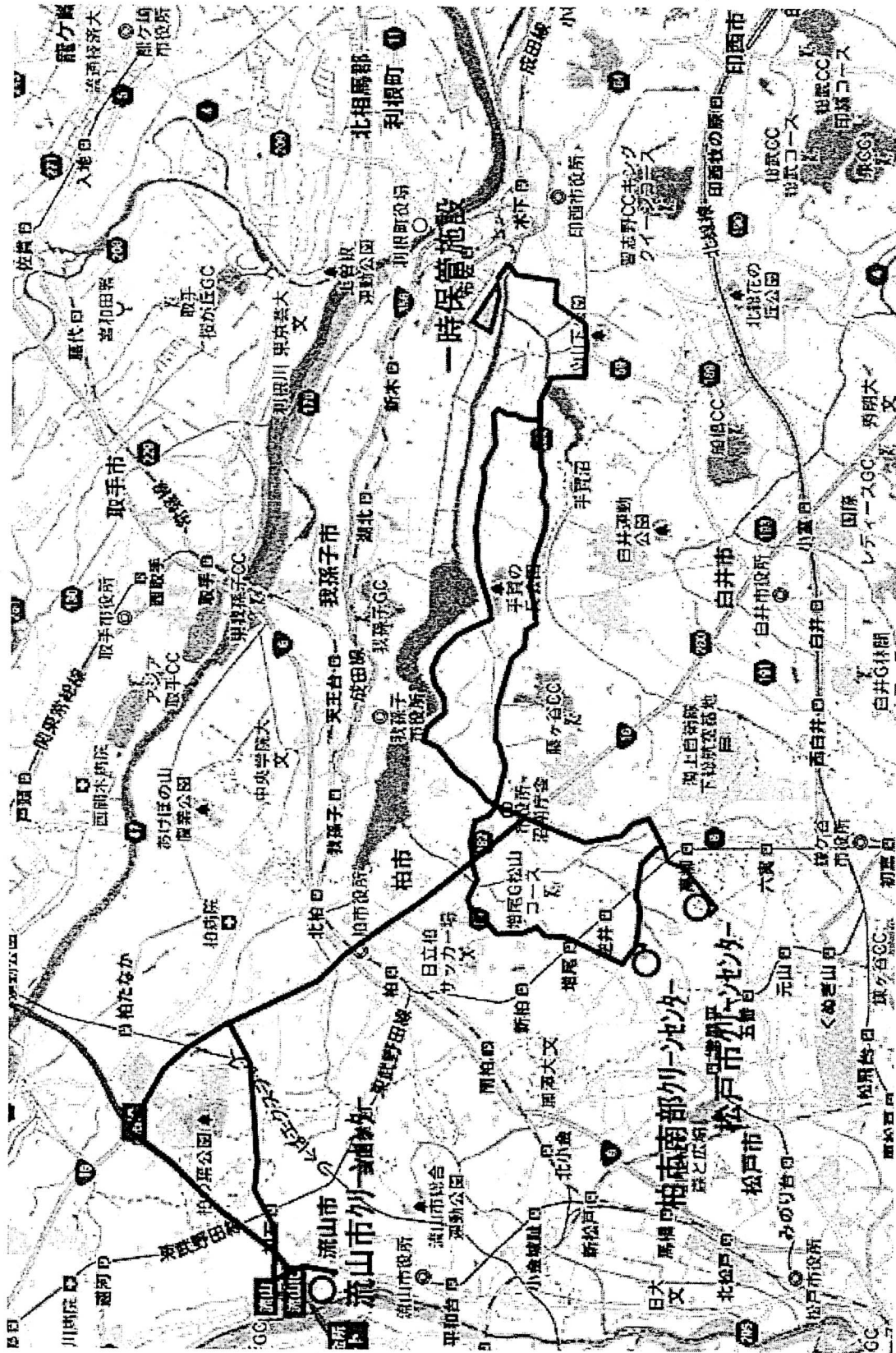
※ ア、ウ及びエは搬入市、イは県がそれぞれ実施

10 報道取材について

- (1) 当日、取材される方は必ず腕章等を着用し、報道機関であることを明示してください。
- (2) 報道車両の駐車場所は一時保管場所内（一時保管場所の入口は、手賀沼流域下水道終末処理場東門脇）となります。混乱を避けるため、車両の駐車については搬入開始予定時間の30分前までにお願いします。

ごみ焼却灰の搬入経路

※搬入経路は、搬入当日の工事、渋滞等の道路事情を踏まえて選定。



参考 1

一時保管場所の概要

1 所在地：手賀沼流域下水道手賀沼終末処理場の敷地内

2 面積：21,960平方メートル

3 一時保管量：約2,500トン（保管施設15棟）

4 施設の概要

(1) 保管施設

型式：鉄骨テント倉庫

大きさ：幅15m 長さ30m 軒高5m（屋根の最高高さ7m）

(2) 囲い等

関係者以外の者が一時保管場所に立ち入ることを防止するため、保管施設の周囲に囲い（鋼板製）を、保管施設と囲いの間に放射線遮へい用の土のうを設置（高さは、いずれも2m）

(3) その他

全体計画15棟のうち、現在1棟が完成、6棟を建設中。

参考 2

一時保管の安全対策

項目	手賀沼終末処理場での一時保管に係る安全対策の内容	指定廃棄物関係ガイドラインにおける安全対策の概要
保管場所の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・保管施設の周囲に囲いを設置 ・手賀沼下水道終末処理場東門付近に掲示板の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に囲いが設けられていること ・見やすい箇所に掲示板が設けられていること
飛散・流出防止	<ul style="list-style-type: none"> ・耐久性、耐水性の高いフレキシブルコンテナ（JIS Z 1651 ランニングJ型1種に準拠）に収納し、保管施設内で保管 	<ul style="list-style-type: none"> ・容器に収納し、又はこん包する等必要な措置を講ずること
公共の水域及び地下水の汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・保管施設内の底面は、下に遮水シートを敷いたコンクリート床 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外で保管する場合は、保管場所の底面を遮水シートで覆う等必要な措置を講ずること
雨水又は地下水の浸入防止	<ul style="list-style-type: none"> ・保管施設内で保管 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定廃棄物の表面を遮水シートで覆う等必要な措置を講ずること
放射線障害防止	<ul style="list-style-type: none"> ・保管施設の周囲に囲いを設置 ・東門付近に標識を設置 ・囲いの内側に放射線の遮へいを目的とした土のうを設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・境界にさく若しくは標識を設ける等の方法によって保管の場所の周囲に人がみだりに立ち入れないようにし、又は指定廃棄物の表面を土壌で覆う等により放射線を遮へいする等必要な措置を講ずること
放射線量の測定・記録・保存	9（1）イに記載	<ul style="list-style-type: none"> ・保管場所境界において、指定廃棄物の保管の開始前に、及び、開始後遅滞なく、放射線量の量を環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること ・測定の記録を作成し、指定廃棄物の保管が終了するまでの間、保存する

搬入時の主な安全対策

項目	搬入時の安全対策の内容	指定廃棄物関係ガイドラインにおける安全対策の概要
容器等に収納した運搬の必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐久性、耐水性の高いフレキシブルコンテナ（JIS Z 1651 ランニング J 型 1 種に準拠）に収納して搬入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定廃棄物を容器に収納する等必要な措置を講ずること。
運搬車及び運搬容器からの飛散・流出の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷台がアルミ製パネルで囲われたウィング車で運搬。 ・ 運行前に荷崩れ防止措置の状況及びフレキシブルコンテナに裂け目、亀裂がないこと、口が閉まっていることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬車及び運搬に用いる容器は、指定廃棄物が飛散し、及び流出するおそれがないものであること。
健康被害、生活環境に係る被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運行前に、ごみ焼却灰を積載した運搬車の前面、後面及び両側面から 1m 離れた位置における空間線量率を測定する。 ・ 除染等業務特別教育講習の受講者が乗車する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
事故時における応急の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対応マニュアルに従い、直ちに応急措置を講じ、関係者に連絡する。 ・ 必要な措置を講ずるための回収器具、保護具、ロープ、携帯電話等を携行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故等の緊急時における連絡先、被害を防止するために必要な措置を記載した緊急時対応マニュアルを携行すること。 ・ 事故等の対応のために必要な器具・装置等を携行すること。
記録の作成・保存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬出票及びごみ焼却灰の放射能濃度を記録し、運搬が終了した日から 5 年間保存する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬した指定廃棄物の種類、数量、運搬した年月日及び運搬車両情報等の記録を作成し、運搬が終了した日から 5 年間保存すること。